

HOKKAIDO WOOD BUILDING 登録実施要領

第1条 趣旨

「HOKKAIDO WOOD BUILDING 登録実施要綱（令和3年(2021)9月21日林業木材第981号。以下、要綱という）」に基づき^{ホッカイドウ ウッド ビルディング}HOKKAIDO WOOD BUILDING（以下、HWB という）の登録届出等の取扱については、この要領に定めるところによる。

第2条 登録の届出

- 1 要綱第3の登録届出は、別記1号様式による登録届を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により水産林務部長に提出するものとする。
- 2 前項の様式の添付書類は次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 登録同意書（別記第2号様式）
 - (2) 道産木材が使用されていることが証明できる書類の写し（合法木材証明書、納品書、伝票、設計図面など）
 - (3) 竣工年月日等が分かる書類（建設基準法の完了検査の検査済証など）
 - (4) 道産木材が使用されている箇所の写真及び建物全景写真
なお、写真については登録届出者が撮影したものなど、すべての著作権を有しているもの又は著作権者の承諾を得たものとする。

第3条 登録簿

- 1 水産林務部長は、第2条の規定により登録の届出があった場合においては、次に掲げる事項を HOKKAIDO WOOD BUILDING 登録簿（以下「登録簿」という。）に登録するものとする。
 - (1) 第2条2の各号に掲げる事項
 - (2) 登録番号及び登録年月日
- 2 水産林務部長は、登録届出者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしないものとする。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないとき。
 - (2) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるとき。
 - (3) 登録届出書若しくはその添付書類に虚偽の記載があるとき。
- 3 水産林務部長は、第1項の規定により登録簿へ登録したときは、別記第3号様式により登録届出者にその旨を通知するものとする。
- 4 水産林務部長は、第2項の規定により登録しないときは、その理由を示して、その旨を登録届出者に通知するものとする。

第4条 登録証

要綱第4に規定する登録証は別図に示す様式とし、大きさはA4、B4、A3サイズを基本とし、掲示する場所の現状を踏まえ、届出者が選択するものとする。

第5条 変更等の届け出

- 1 登録届出者は、申請内容に変更があり、登録簿に登録されている情報を変更したいときは、別記第4号様式により水産林務部長に届け出ることができるものとする。
- 2 水産林務部長は、前各項の規定による変更の届出を受理したときは、届出があった事項を登録簿に登録するものとする。

第6条 登録の抹消

- 1 登録届出者は、次の各項に当てはまる場合は、別記第5号様式により水産林務部長に届け出を提出するものとする。
 - (1) HWB が解体されたとき
 - (2) 改装や改築を行い、道産木材を全て撤去したとき
 - (3) その他水産林務部長が必要と認めたとき。
- 2 水産林務部長は前項各号に当てはまる状態を確認した場合及び申請内容に虚偽が認められる場合には登録を抹消することができるものとする。

附則

この要綱は、令和3年(2021年)9月21日から施行する。